（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十九人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百九人以内及び調査官三百五十二人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十六人以内及び審理官百六十四人以内を置く。

［２・３　略］

（総務部の所掌事務）

第三百四十五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　略］

十四　沖縄地区税関の所掌事務のうち、先端技術の導入及び活用並びに高度情報化の推進に関すること。

十五　［略］

十六　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関すること。

十七～二十　［略］

（システム企画調整官）

第三百五十四条　沖縄地区税関の総務部に、システム企画調整官二人以内を置く。

２　［略］

［一～三　略］

四　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関すること。

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官三人以内及び調査官四人以内を置く。

［２・３　略］

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［略］

２　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官七人並びに特別監視官及び保税地域監督官それぞれ一人を置く。

（統括監視官の職務）

第三百六十一条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～十二　略］

（情報管理官）

第三百三十六条　東京税関の調査部に、情報管理官十八人以内を、大阪税関の調査部に、情報管理官五人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び門司税関の調査部に、情報管理官それぞれ四人以内を、函館税関及び長崎税関の調査部に、情報管理官それぞれ二人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百五十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（総務部の所掌事務）

第三百四十五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

十五　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

十六～十九　［同上］

（システム企画調整官）

第三百五十四条　沖縄地区税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。

２　［同上］

［一～三　同上］

四　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官三人以内を置く。

［２・３　同上］

（監視部に置く課等）

第三百五十八条　［同上］

２　前項に掲げる課及び室のほか、監視部に統括監視官七人及び保税地域監督官一人を置く。

（統括監視官の職務）

第三百六十一条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～十二　同上］